

令和 7 年 1 2 月

第 5 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 7 年 1 2 月第 5 回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 86 号	令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）
議第 87 号	令和 7 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 88 号	令和 7 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 89 号	令和 7 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 90 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 91 号	人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議第 92 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 93 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 94 号	公の施設の指定管理者の指定について
議第 95 号	訴えの提起について
議第 96 号	訴えの提起について
議第 97 号	訴えの提起について
議第 98 号	訴えの提起について

- 議第 90 号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 91 号 人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 92 号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 93 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第90号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例（平成12年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の特例）

- 3 令和8年3月1日から令和10年2月29日までの間において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号を利用するため用いるものとして設定された暗証番号をいう。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等が印刷されるものをいう。）による証明書等の交付の場合における別表第1の手数料の額の適用については、同表第1の1の項、3の項、8の項、9の項及び11の項中「300円」とあるのは「150円」とし、同表26の項中「450円」とあるのは「150円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の人吉市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付するものから適用し、同日前までに交付するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの間における多機能端末機による証明書等の交付手数料の特例を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第91号

人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 乳児等通園支援事業
 - 第1節 通則（第22条）
 - 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第23条—第26条）
 - 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）
- 第3章 雜則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮とともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設ければなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」

という。) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要

に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に

当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(暴力団等の排除)

第21条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、人吉市暴力団排除条例（平成23年人吉市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2

条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。) 又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援事業に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならぬ。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所

1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する

る基準

- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第34号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援従事者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第92号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第93号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
利用開始前の健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第17条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第94号

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868

2 指定管理者に指定しようとする団体

人吉市中青井町299番地

一般社団法人青井の杜外苑街づくり協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

議第95号

訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 当事者

原告 人吉市西間下町字永溝7番地1

人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

被告

2 事件名

市営住宅明渡し等請求事件

3 事件の概要

4 請求の趣旨

- (1) 被告 は、原告に対し人吉市所在の人吉市営住宅を明け渡せ。
- (2) 被告 は、原告に対し滞納市営住宅家賃を支払え。
- (3) 被告 は、原告に対し明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は、応訴するものとする。
- (3) 必要がある場合は、調停及び適当と認める条件で和解することができる。

(提案理由)

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経なければならない。

議第96号

訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 当事者

原告 人吉市西間下町字永溝7番地1

人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

被告

2 事件名

市営住宅明渡し等請求事件

3 事件の概要

4 請求の趣旨

- (1) 被告 は、原告に対し人吉市 所在の人吉市営住宅を明け渡せ。
- (2) 被告 は、原告に対し滞納市営住宅家賃を支払え。
- (3) 被告 は、原告に対し明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は、応訴するものとする。
- (3) 必要がある場合は、調停及び適当と認める条件で和解することができる。

（提案理由）

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経なければならない。

議第 97 号

訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 当事者

原告 人吉市西間下町字永溝 7 番地 1

人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

被告

2 事件名

市営住宅明渡し等請求事件

3 事件の概要

4 請求の趣旨

(1) 被告 は、原告に対し人吉市 所在の

- 人吉市営住宅 を明け渡せ。
- (2) 被告 は、原告に対し滞納市営住宅家賃を支払え。
- (3) 被告 は、原告に対し明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は、応訴するものとする。
- (3) 必要がある場合は、調停及び適当と認める条件で和解することができる。

(提案理由)

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経なければならない。

議第98号

訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 当事者

原告 人吉市西間下町字永溝7番地1

人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

被告

被告

2 事件名

市営住宅明渡し等請求事件

3 事件の概要

4 請求の趣旨

- (1) 被告 は、原告に対し人吉市 所在の
人吉市営住宅 を明け渡せ。
- (2) 被告 及び被告 は、原告に対し連帶して滞納市営
住宅家賃を支払え。
- (3) 被告 及び被告 は、原告に対し明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの期間について、家賃の額の2倍

に相当する額を支払え。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 事件に関する取扱い及び方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は、応訴するものとする。

(3) 必要がある場合は、調停及び適当と認める条件で和解することができる。

(提案理由)

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経なければならない。